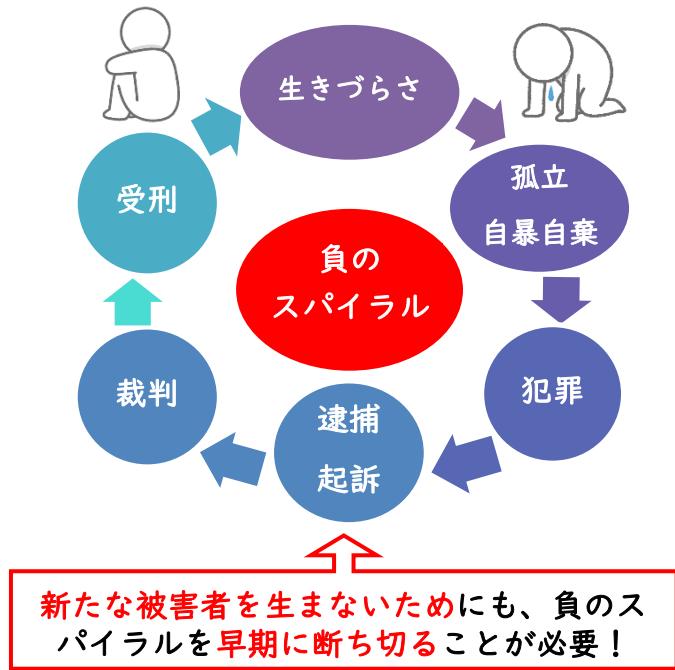


検察庁における「入口支援」の取組み

検察庁は、**誰一人取り残さない地域共生社会の実現**を目指して、多機関と連携しながら「入口支援」に取り組んでいます。



罪を犯した人の中には、様々な生きづらさを抱えた人（高齢者・障害がある人・定まった住居がない人・生活困窮者・依存症の人など）がいます。

検察庁では、生きづらさを抱えた人が社会に戻る際に、適切な支援を受けることで、自立した生活を営み、再犯に及ぶことがないよう、多機関と連携しながら「入口支援」に取り組んでいます。



法務省HP

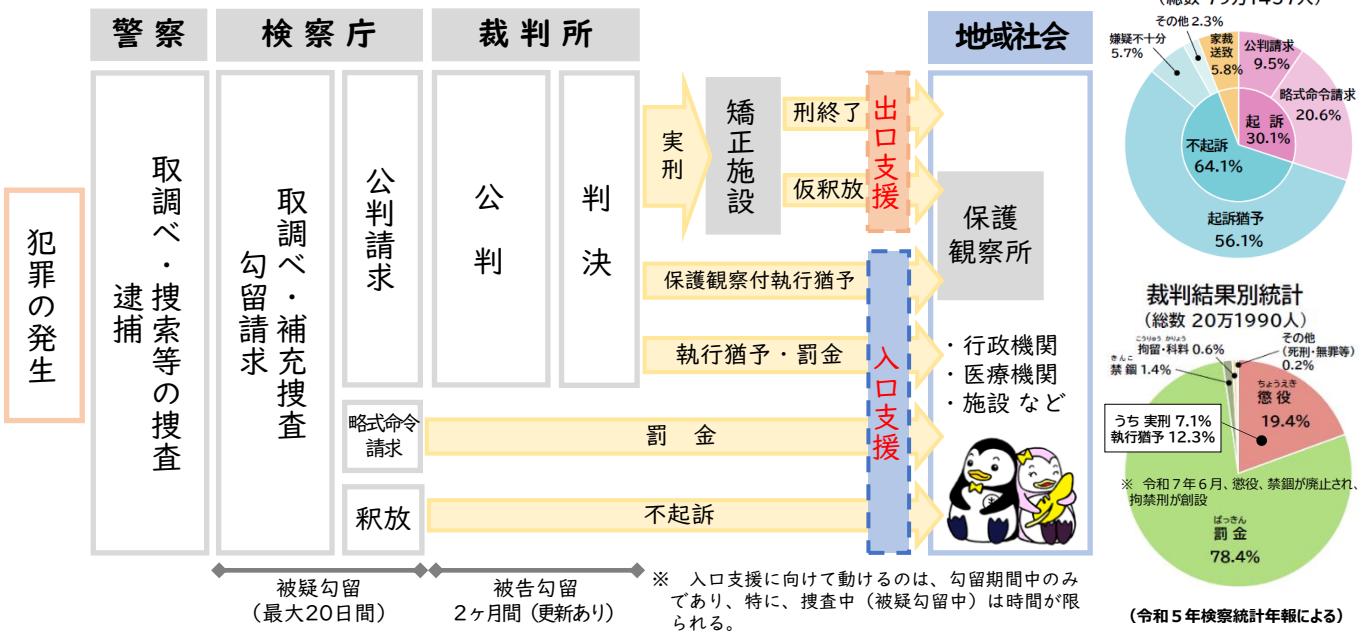
入口支援とは？

矯正施設（刑務所など）を出した人が地域社会に復帰するための支援を「**出口支援**」と呼ぶのに対し、矯正施設に入ることなく地域社会に復帰するための支援を「**入口支援**」と呼びます。

刑罰は必要やむを得ない場合のみ適用されるという原則があるため、罪を犯した人のうち起訴される割合（約30%）、有罪判決を受けた人のうち矯正施設に入る割合（約7%）は少なく、多くの人は矯正施設に入ることなく地域社会に戻って生活をします。

そのため、国民が安心・安全に暮らすことができ、誰一人取り残さない地域共生社会を実現するためにも、生きづらさを抱えた人への入口支援が強く求められています。

【刑事手続の流れ】



入口支援の流れ

罪を犯した人が、スムーズに地域社会に戻るために、刑事手続（捜査や裁判の手続）が終わる前（勾留期間中）の限られた期間内に、福祉や医療による支援体制を整えることが重要です。

限られた期間内に実施

支援が必要な被疑者・被告人の把握

事件の記録、本人の状態などから、支援の要否を把握

本人や家族との面談、生活状況の調査などを踏まえ、支援策を検討

本人と家族の情報や、必要な支援を検察庁から関係機関に共有し、各種手続や受入れなど依頼、調整必要に応じケース会議を開催

行政（福祉部門）、医療機関、各種施設などの関係機関に支援を依頼

生保受給歴、入通院歴、障害認定・介護認定の有無、家族関係等の情報を収集、強みや課題を把握して支援策を検討

関係機関による支援の実施 例) 生保受給、施設入所、入院など

支援策を実施するため、検察庁職員による関係機関への同行、各種手続のサポート、情報共有など

※ 支援は、本人の同意を得て、各機関情報と連携し、**支援対象者の情報を収集・提供した上、実施しています。**

横浜地検には、入口支援業務を担当する刑事政策総合支援室が設置され、社会福祉の専門家である社会福祉アドバイザー（社会福祉士、精神保健福祉士）がいます。

社会福祉アドバイザーは、被疑者・被告人と面談したり、その人が地域社会で生活していくための支援を受けられるよう、関係機関に各種手続などを依頼したりしています。

社会福祉アドバイザーを含めた横浜地検の職員が、行政（福祉部門）、医療機関などに対し、社会復帰支援に必要な対象者の情報共有や、支援の実施に向けた調整、ケース会議への参加などを願いすることがあります。入口支援には、多機関連携が必要不可欠です。

入口支援へのご理解、ご協力をお願いします。



横浜地方検察庁 刑事政策総合支援室
045-211-7600（代表）

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

